令和８年度 第６回 清里区地域協議会次第

日時：令和８年１０月２２日（木）
午後６時３０分から
会場：清里コミュニティプラザ
３階 多目的ホール

１　開　会

２　会長あいさつ

３　所長あいさつ

４　諮問事項
- 清里コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について　…　資料１
- 清里活性化交流施設の利用時間及び休館日の変更について　…　資料２
- 上越清里星のふるさと館の開館時間及び休館日の変更について　…　資料３
- 櫛池地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について　…　資料４
- 上越市立清里地区公民館の利用時間及び休館日の変更について　…　資料５
- 上越市清里スポーツセンターの利用時間及び休館日の変更について　…　資料６
- 上越市清里スポーツ公園の利用時間及び休館日の変更について　…　資料７

５　報告事項
- 清里活性化交流施設の使用料の変更について　…　資料８
- 上越清里星のふるさと館の使用料の変更について　…　資料９
- 櫛池地域生涯学習センターの使用料の変更について　…　資料１０
- 上越市清里スポーツセンターの使用料の変更について　…　資料１１
- 上越市清里スポーツ公園の使用料の変更について　…　資料１２
- 学校開放体育施設の使用料の変更について　…　資料１３
- 公の施設の適正配置後期計画の取組案について　…　資料１４

６　自主的な審議
- 坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について
- 子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

7　その他

・令和８年度 第７回清里区地域協議会の開催（案）について

日時：令和８年１１月２６日（木）午後６時３０分から

会場：清里コミュニティプラザ　　３階　　多目的ホール

8　閉　会

資料１

上地第１８９－４号
令和８年１０月１３日

清里区地域協議会
会　長　　松　永　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（総合政策部地域政策課）

清里コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第６６号　　清里コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、清里コミュニティプラザの利用時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後５時まで（あらかじめ午後５時から午後９時までの間における利用の承認を得た者がある場合は、当該利用の終了時刻） ２　休館日 日曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「清里コミュニティプラザ」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H22 年度 (施設開設年度)	増減① R7－H27	増減② R7－H22	総額	利用 1 人 当たり
7,999 人	13,678 人	3,943 人	-5,679 人 (-41.5%)	4,056 人 (102.9%)	20,515 千円	2,565 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年度の利用件数は 188 件であり、総利用件数（448 件）の 42.0%。 ・R7 年度は団体による定期利用はなく、一般利用者の利用も限定的であり、利用の大半が入居団体である社会福祉協議会や市主催事業である。	・R7 年度の利用件数は 86 件であり、総利用件数（448 件）の 19.2%。 ・R7 年度の定期利用団体は 1 団体。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

施設の受付業務受託者	・事前予約により今まで通り利用できるのであれば、利用者にも不利益はないと思われる。

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

日曜日の利用実態	・R7 年度の利用件数は 37 件であり、総利用件数（448 件）の 8.3%。 ・R7 年度の定期利用団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設の受付業務受託者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

施設の受付業務受託者	・特に支障なし。

資料２

上農政第８８６号
令和８年１０月１６日

清里区地域協議会
会　長　　松　永　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

清里活性化交流施設の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第６７号　　清里活性化交流施設の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、清里活性化交流施設の利用時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前９時から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>日曜日、月曜日及び</u>１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「清里活性化交流施設」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
3,229 人	9,309 人	10,056 人	-6,080 人 (-65.3%)	- 6,827 人 (-67.9%)	5,842 千円	1,809 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

21 時～22 時の利用実態	・令和 7 年度の利用件数は 13 件であり、全体の 5.3%である。 ・令和 7 年度の定期利用団体数は 1 団体である。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・借用時間は 21 時 30 分だが、活動時間は 21 時まで。21 時以降は懇談で使用。21 時で閉館しても問題ない。
施設管理者	・利用実態からも見直しは理解できる。

3　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、現行の施設の運用実態及び利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

日曜日の利用実態	・令和 7 年度における日曜日の利用件数は 9 件であり、全体の 3.7%と最も低い。 ・令和 7 年度の定期利用団体はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

地元町内会	・例年、総会で使用している。地域のイベントや町内会の活動等で使用する場合は配慮してほしい。
施設管理者	・利用実態からも見直しは理解できる。

資料３

上教社第２０１３５号
令和８年９月８日

清里区地域協議会
会　長　　松　永　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越清里星のふるさと館の開館時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第６８号　　上越清里星のふるさと館の開館時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越清里星のふるさと館の開館時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　開館時間 （１）プラネタリウム及び学習室 午前１０時から午後５時まで （２）天体観測ドーム 午前１０時から午後５時(土曜日並びに５月、６月、８月、９月及び１０月の金曜日にあっては、午後１０時)まで ２　休館日 火曜日(ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日)及び１２月１日から翌年３月３１日	１　開館時間 （１）プラネタリウム及び学習室 午前１０時から午後５時まで （２）天体観測ドーム 午前１０時から午後５時(土曜日並びに５月、６月、８月、９月及び１０月の金曜日にあっては、午後９時)まで ２　休館日 月曜日、木曜日(ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日)及び１２月１日から翌年３月３１日

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越清里星のふるさと館」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
6,958 人	6,080 人	6,063 人	878 人 (+14.4%)	895 人 (+14.8%)	19,120 千円	2,748 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴　利用実態

観望会の利用実態
・令和 7 年 4 月から 11 月までに予定した一般観望会 91 回のうち、実施できた観望会は 29 回で、実施率は 31.9%となっている。

⑵　関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な任意団体に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

任意団体	・賛成であるが、天体ドームの夜間開館時間は、開館期間中の毎週金曜日とした方が利用者にわかりやすい。

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴　利用実態

週末の利用実態	・一般観望会を金曜日及び土曜日、大人の天文教室などの自主事業を主に日曜日に実施しており、週末に利用や事業運営が集中している。 ・このため、利用実態や職員の勤務状況を踏まえ、月曜日及び木曜日を休館日とし、安定した施設運営とサービス水準の維持を図る。

⑵　関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な任意団体に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

任意団体	・職員の負担軽減等を考慮すると賛成。

資料４

上教社第２０１３６号
令和８年９月８日

清里区地域協議会
会　長　　松　永　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

櫛池地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第６９号　　櫛池地域生涯学習センターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、櫛池地域生涯学習センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 なし	１　利用時間 <u>午前９時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>１２月２９日から翌年１月３日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「櫛池地域生涯学習センター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
672 人	1,121 人	1,954 人	-449 人 (-40.1%)	-1,282 人 (-65.6%)	1,024 千円	1,524 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴　利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・R7 年度の利用件数は 4 件である。 ・R7 年度は選挙の投票所及びその準備としての利用である。	・利用実績なし

⑵　関係者協議及び施設利用者の声等

地元関係者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

地元関係者	・利用実態からすれば、やむを得ない。

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態にあわせて見直すもの

⑴　利用実態

年末年始の利用実態	・R7 年度における年末年始の利用実績はなし。

⑵　関係者協議及び施設利用者の声等

地元関係者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

地元関係者	・利用実態からすれば、やむを得ない。

資料５

上教社第２０１３７号
令和８年９月８日

清里区地域協議会
会　長　　松　永　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立清里地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第７０号　　上越市立清里地区公民館の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立清里地区公民館の利用時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後５時まで（あらかじめ午後５時から午後９時までの間における利用の承認を得た者がある場合は、当該使用の終了時刻） ２　休館日 日曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 清里コミュニティプラザを上越市立清里地区公民館としており、施設の利用状況等については清里コミュニティプラザの参考資料のとおり

資料６

上教ス第１７１２－４０号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

清里区地域協議会
会　長　　松　永　誠　一　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市清里スポーツセンターの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第７１号　　上越市清里スポーツセンターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として上越市清里スポーツセンターの利用時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前９時から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前１０時から午後５時まで（あらかじめ午後５時から午後１０時までの間における利用の承認を得た者がある場合は、当該利用の終了時刻） ２　休館日 水曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日）及び１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市清里スポーツセンター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
26,418 人	28,669 人	28,840 人	−2,251 人 (−7.9%)	−2,422 人 (−8.4%)	13,520 千円	512 円

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

2　開館時間の見直しの考え方

市内の屋内体育施設では、午前中の利用が少なく、夕方以降の利用が多い全体的な傾向を踏まえ、「午前 10 時から午後 10 時まで（午後 5 時以降は予約があるときのみ）」に見直します。（前回案のとおり変更なし）

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

午前 9 時からの利用実態

- R7 年度の年間利用件数は 721 件であり、うち午前 9 時からの利用は 125 件です。年間を通じた定期利用団体は、土日で軟式テニス、バスケットボールの 2 団体、20 件の利用がありました。
- 主な利用の内訳として、バスケットボールの大会、合同練習会で 123 件、バレーボールの大会や練習で22件などのほか、清里区のスポーツ大会や敬老会、健診会場としての利用があります。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

- 午後 10 時までの利用者は少ないのではないか。

3　休館日の見直しの考え方

これまでの運用実態に合わせて「毎週水曜日及び年末年始」に見直します。（前回案のとおり変更なし）

資料７

上教ス第１７１２－４１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

清里区地域協議会
会 長　　松 永 誠 一　　様

上越市長　　小 菅 淳 一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市清里スポーツ公園の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第７２号　　上越市清里スポーツ公園の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として上越市清里スポーツ公園の利用時間及び休館日を変更することに関し、清里区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 日の出から日没まで ２　休館日 教育委員会が定める日	１　利用時間 <u>午前６時から午後６時まで</u> ２　休館日 <u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市清里スポーツ公園」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
1,512 人	4,100 人	2,619 人	-2,588 人 (-63.1%)	-1,107 人 (-42.3%)	1,146 千円	758 円

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

2　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直します。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

日の出からの利用実態

・ R7 年度の年間利用件数は 62 件であり、うち日の出からの利用はありません。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 特になし。

3　休館日の見直しの考え方

当該施設では、一体管理を行う清里スポーツセンターの休館日に合わせて、「毎週水曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

・ 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

資料８

「清里活性化交流施設」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.2 倍とした金額に四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
大会議室	1 室 1 時間につき	800 円	680 円
小会議室		150 円	120 円
研修室	1 時間につき	150 円	110 円
調理室		300 円	210 円
交流広場		600 円	510 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料９

「上越清里星のふるさと館」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直すとともに、使用料の単位を 100 円単位とします。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
個人	大人	1人につき	600 円	460 円
	小・中学生		400 円	310 円
団体（20 人以上）	大人		500 円	380 円
	小・中学生		300 円	230 円
プラネタリウムを利用する個人	大人		700 円	620 円
	小・中学生		500 円	410 円
プラネタリウムを利用する団体	大人		600 円	510 円
	小・中学生		400 円	310 円

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
学習室（開館時間以外の利用）	大人１人	2,400 円	2,200 円
	小・中学生１人	1,200 円	1,100 円

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
学習室	1室1時間につき	1,000 円	800 円
天体観測ドーム（指導員つき）		2,400 円	2,200 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料１０

「櫛池地域生涯学習センター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直すとともに、使用料の単位を 100 円単位とします。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
体育館	1 時間につき	700 円	600 円
会議室		500 円	470 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料１１

「上越市清里スポーツセンター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、体育館機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　利用団体や市民からの意見等を踏まえ、前回案を次のとおり変更しました。

- 使用料の単位は、「体育館やランニング走路などの利用の際に 1 時間単位で利用できるようにしてほしい」との声を踏まえ、現行の「1 人 1 回（2 時間）につき」を「1 人 1 時間につき」に変更します。
- トレーニングルーム、ランニング走路は、利用実態として個人利用が多いことから、共用利用の利便性を考慮し、「回数券」を取り止め、「1 月券」を継続します。

（網掛けは前回案を変更した箇所）

区分			単位	使用料		
				改定後	前回案	現行
アリーナ	占用利用		1 時間につき	1,600 円	1,600 円	1,160 円
	照明設備			（廃止）	（廃止）	310 円
	共用利用	一般	1 人 1 回につき	（廃止）	400 円	320 円
			1 人 1 時間につき	200 円	―	―
			1 人 1 月につき	（廃止）	（廃止）	1,280 円
			回数券（11 回分）	4,000 円	4,000 円	―
		中学生以下	1 人 1 回につき	（廃止）	200 円	160 円
			1 人 1 時間につき	100 円	―	―
			1 人 1 月につき	（廃止）	（廃止）	640 円
			回数券（11 回分）	2,000 円	2,000 円	―
	暖房設備		1 時間につき	400 円	400 円	250 円
	温水シャワー		1 人 1 回につき	200 円	200 円	110 円
ステージ	占用利用		1 時間につき	300 円	300 円	240 円
研修室	占用利用		1 時間につき	500 円	400 円	360 円
会議室	占用利用		1 時間につき	400 円	400 円	240 円
トレーニング	共用利用	一般	1 人 1 回につき	（廃止）	400 円	360 円
			1 人 1 時間につき	200 円	―	―

ルーム			1人1月につき	1,600円	（廃止）	1,440円
			回数券（11回分）	―	4,000円	―
		中学生以下	1人1回につき	（廃止）	200円	180円
			1人1時間につき	100円	―	―
			1人1月につき	800円	（廃止）	720円
			回数券（11回分）	―	2,000円	―
ランニング走路	共用利用	一般	1人1回につき	（廃止）	200円	160円
			1人1時間につき	200円	―	―
			1人1月につき	800円	（廃止）	640円
			回数券（11回分）	―	2,000円	―
		中学生以下	1人1回につき	（廃止）	100円	80円
			1人1時間につき	100円	―	―
			1人1月につき	400円	（廃止）	320円
			回数券（11回分）	―	1,000円	―

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の200パーセントから300パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料１２

「上越市清里スポーツ公園」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、グラウンド機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
グラウンド	占用利用	1 時間につき	400 円	240 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料１３

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	600 円	510 円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1 施設	200 円	160 円
	中学生以下	1 施設	100 円	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料１４

公の施設の適正配置後期計画における施設の方向性について
（【各区共通・総論】途中経過報告）

１　適正配置後期計画（R9～R12 年度）の検討

適正配置計画の策定から６年が経過する中、人口減少や物価高騰を始めとする社会情勢・環境の変化を踏まえ、適正配置計画に掲げる検討手順に基づき、改めて施設の状況を把握し、施設ごとの今後の取組方向を検討する。

【参考】第４次上越市公の施設の適正配置計画における検討手順（抜粋）
（ウ）施設の状況を把握
　次の観点から施設の状況を把握します。
〇利用状況（利用者数が大きく低下している又は減少傾向にある等）
〇老朽化度等（施設の老朽化が進み、今後の維持・更新費用が多大となる懸念がある等）
〇収支状況（収支の改善が見込めず、公費負担の増大の懸念がある等）

⑴　後期計画の基本的な考え方（※3 月～4 月地域協議会説明資料から一部抜粋）

・ 政策的サービス施設を中心に、基礎的サービス施設であっても当初の設置目的と異なる施設や有効な利活用に至っていない施設のほか、市民にとって必需性が相対的に低く財政寄与度が大きい施設を抽出し、休廃止等を検討
※政策的サービス施設…温浴・宿泊施設、観光施設や農業体験施設等の地域振興施設等
※基礎的サービス施設…集会施設やスポーツ施設等

・ 一方で、現計画で廃止としている施設であっても、地域振興・コミュニティの維持に必要な施設は取組方向の見直しを行うなど柔軟に検討
（例）大島地域生涯学習センター（大島区）⇒ 廃止（貸付・譲渡）から現状維持に変更

⑵　具体的な検討手順

A	利用者数や利用者１人当たりの税負担額等の指標に基づき対象施設を抽出
B	抽出施設について施設所管課を中心に取組方向を検討・関係課間で調整
C	対象施設及び取組方向について関係者協議を実施
D	関係者協議で合意が得られた取組案について地域協議会に説明

２　今後のスケジュール

日程	内容
11 月～12 月上旬	全地域協議会において計画案を説明
12 月中旬	市議会所管事務調査で計画案を報告
12 月 25 日～1 月 24 日	パブリックコメントを実施、意見等を計画に反映
2 月	市議会所管事務調査で計画を説明・策定

公の施設の適正配置における施設の方向性（案）
（【清里区】途中経過報告）

以下の内容については、地域協議会のご意見や今後の検討等により、変更となる場合があります。

１　適正配置後期計画の対象施設（案）

No.	施設名	取組方向		完了年度
		現計画	見直し案	
1	清里農村体験宿泊休憩施設(山荘京ヶ岳)	廃止（貸付又は譲渡）	廃止	R3→R12に変更
2	武士作業施設	後期に適正配置	現状維持	－
3	棚田作業施設	廃止（貸付又は譲渡）	現状維持	－

２　すでに廃止又はR8年度末までに廃止見込みの施設

なし

公の施設の適正配置後期計画における施設の方向性（案）
（【清里区】途中経過報告）

1　清里農村体験宿泊休憩施設の取組方向

取組方向		取組方向の理由	完了年度
現計画	見直し案		
廃止	廃止	令和 12 年度を目途に施設条例を廃止する。ただし、現在利用している地元団体の申請があれば利用を承認する。	12 年度

【参考①】関係者協議及び施設利用者の声等

利用団体・利用者	（一社）櫛池農業振興会 山荘京ヶ岳は地域にとって大切な観光資源であり、市も同じ認識であるような説明を受けているのに、市の方針が当該施設を廃止するというのは納得がいかない。しかし、地域の人口減少や社会情勢の変化のほか、現在活用している農業関係の国補助金等が今までどおり活用できるか否かが不透明であるため、やむを得ない部分もある。

【参考②】対象施設の現状

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
4,037 人	14,253 人	26,010 人	-10,216 人 (-71.7%)	-21,973 人 (-84.5%)	2,258 千円	559 円

※平成２８年度まで…直営で宿泊温浴施設として運営

※平成２９年度から…地元団体に施設の一部を貸付し、休日のカフェ営業、平日の貸館を実施

R8.4.1 経過年数	直近 5 年（R3～R7 年度）の修繕等実績（千円）※					
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
31 年	441	618	128	138	340	1,665

※修繕料及び工事請負費の合計額

【直近 5 年（R3～R7 年度）の大規模修繕実績（1 件 5 百万円以上）】
・なし

２　武士作業施設の取組方向（案）

取組方向		取組方向の理由	完了年度
現計画	見直し案		
後期に適正配置	現状維持	今後、新たな整備・改修は行わないが、地域の産業振興等に資する施設として活用を図る観点から、当面は現状利用を継続する。	－

【参考①】関係者協議及び施設利用者の声等

利用団体・利用者	適正配置後期計画の方向性について利用者へ説明

【参考②】対象施設の現状

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
－	－	－	－	－	76 千円	－

R8.4.1 経過年数	直近 5 年（R3～R7 年度）の修繕等実績（千円）※					
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
30 年	0	0	0	0	0	0

※修繕料及び工事請負費の合計額

【直近 5 年（R3～R7 年度）の大規模修繕実績（1 件 5 百万円以上)】
・なし

３　棚田作業施設の取組方向（案）

取組方向		取組方向の理由	完了年度
現計画	見直し案		
廃止等	現状維持	今後、新たな整備・改修は行わないが、地域の産業振興等に資する施設として活用を図る観点から、当面は現状利用を継続する。	－

【参考①】関係者協議及び施設利用者の声等

利用団体・利用者	適正配置後期計画の方向性について利用団体へ説明

【参考②】対象施設の現状

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用１人当たり
－	－	－	－	－	76 千円	－

R8.4.1 経過年数	直近５年（R3～R7 年度）の修繕等実績（千円）※					
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	計
53 年	0	0	0	0	0	0

※修繕料及び工事請負費の合計額

【直近５年（R3～R7 年度）の大規模修繕実績（1 件 5 百万円以上)】
・なし